

## 商品概要説明書

給与振込指定者専用金利上乘せ定期積金<目標式>

(2019年4月1日現在)

商品名	・給与振込指定者専用金利上乘せ定期積金<目標式> (愛称：ぬくもり定期積金)
ご利用いただける方	・個人のみ (当店で給与振込の受取を既に開始されている方) (当店で給与振込の受取を新規に指定される方)
期間	・12か月以上60か月以内
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を給与振込指定口座からの自動振替により分割して払込みいただきます。(初回で掛金を調整) ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・掛込金額50万円以上となる掛金額。但し、お客様1人につき合計掛込総額300万円を限度として複数契約が可能です。 ・1円単位
払戻方法	・約定の回数掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約期間12か月以上36か月未満の場合 契約時の店頭表示利回りに0.05%を上乗せした約定利回りを満期日まで適用します。 ・契約期間36か月以上60か月以内の場合 契約時の店頭表示利回りに0.10%を上乗せした約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または総合リスク管理室(電話：044-877-2186)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話：045-211-7716)

その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li><li>・ 掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li><li>・ 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li><li>・ 全額前納積立のお取扱いはいたしかねます。</li></ul>
----------------	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A セレサ川崎

**2019年4月改正版**